

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ東近江市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所、関係機関等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理

関係機関、団体等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を中心とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう周知する。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者等が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。食中毒患者が発生した場合には、保健所と連携し、指示を受けて、被害拡大の防止に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策について
も、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。